

第 13 回貿易・投資等ワーキング・グループ

事務局提出資料

---

「規制改革ホットライン」への提案内容と法務省回答

提案事項	就労許可について	
提案の具体的内容等	多国籍企業が日本勤務ポストに最良の人材を誘致できるよう、配偶者ビザ保有者に就労許可を自動的に交付することを提案する。	
提案主体	民間団体	
所管官庁	法務省	
所管省庁の検討結果	制度の現状	「配偶者ビザ」は在留資格「家族滞在」のことと思料しますが、「家族滞在」で認められる在留活動は、別表第一の一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格（「外交」、「公用」、「技能実習」及び「短期滞在」を除く。）をもって在留する者又は「留学」の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動であり、就労活動は認められていません。就労活動を行うためには、別途資格外活動許可を受ける必要があります。
	該当法令等	出入国管理及び難民認定法第19条第1項、第2項、別表第一 出入国管理及び難民認定法施行規則第19条
	措置の分類	対応不可
	措置の概要（対応策）	<p>在留資格「家族滞在」は、就労を目的とする在留資格ではないため、「自動的な」就労許可を行うことはできません。</p> <p>なお、在留資格「家族滞在」を有する者に対する資格外活動許可に当たっては、1週28時間以内の就労を包括的に許可するなどの手続の簡素化を行ってきています。</p> <p>（追加質問） 高度人材の配偶者では就労が認められる一方、それ以外には認められないとしている理由をご教示ください。</p> <p>（追加質問に対する回答） 高度人材の配偶者については、高度人材外国人に我が国で活動するインセンティブを与える優遇制度の一環として、配偶者のうち高度人材と同居する者で一定の条件を満たした者のみに就労を認めているものです。</p> <p>一方、在留資格「家族滞在」は、一定の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子としての日常的な活動を行うことを目的とする在留資格であり、就労を目的とする在留資格ではないため、一律に就労を認める扱いはしておりませんが、週28時間以内の就労については、家族滞在に係る本来の活動の遂行が妨げられないなどの要件を満たした場合に、資格外活動を包括的に許可しており、一概に就労を認めていないわけではありません。</p>